

21 特別緑地保全地区指定等拡充事業

【樹林地の指定】

概要

樹林地保全制度のメリット等をPRし、「緑の10大拠点」のようなまとまった規模の緑や市街地に残された斜面地緑地などの貴重な緑について、市民の森・源流の森・特別緑地保全地区などの積極的な地区指定を進めました。

事業実績 **新規指定：87.8ヘクタール**

制度	新規指定	
	面積 (ha)	地区
近郊緑地特別保全地区	44.0	・大丸山地区 (栄区) 44.0ha
特別緑地保全地区	15.1	・御伊勢山・権現山地区 (金沢区) 11.0ha ・俣野地区 (戸塚区) 4.1ha
市民の森	7.1	・中田宮ノ台地区 (泉区) 1.1ha ・鍛冶ヶ谷地区 (栄区) 2.9ha ・深谷地区 (戸塚区) 3.1ha
緑地保存地区	12.0	・55件 12.0ha
源流の森	9.6	・17件 9.6ha
【合計】	87.8	



【写真】大丸山近郊緑地特別保全地区 (栄区)



【写真】深谷地区 (市民の森) (戸塚区)



【写真】緑地保存地区 (鶴見区)



【写真】源流の森 (都筑区)

【樹林地保全制度のPRおよび指定意向調査の実施】

概要

樹林地保全制度のメリット等をPRし、制度の指定拡大に繋げるため、樹林地所有者へ制度の周知と指定についての意向調査を実施しました。

(1) 調査方法

ダイレクトメール（返信による回収）

(2) 対象者

平成21年1月1日現在、一筆500㎡以上の樹林地（山林）をお持ちの方、5,020件（共有の場合は、代表の方に送付）

(3) 期間

平成21年5月8日から平成21年6月14日まで

事業実績

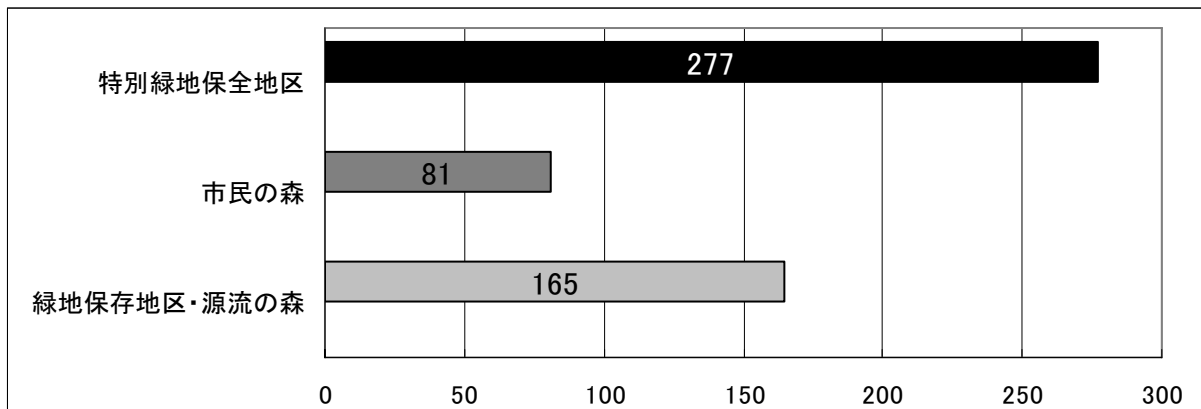
意向調査の回収状況

- ・回収数：1,933件
- ・回収率：約40%

全市集計結果概要

- ・回答のあった樹林地の総面積：約715ha（調査対象：約1,850ha）
- ・回答のあった樹林地の総筆積：約3,900筆（調査対象：約9,800筆）
- ・指定の意向または関心があると回答のあった樹林地面積累計：約523ha・2,700筆

制度ごとの指定意向（面積：単位 ha / 重複回答あり）



【樹林地の買取り】

概要

特別緑地保全地区や市民の森等の指定地で、相続等不測の事態の発生によって持ち続けることが困難になり、所有者から市への買取り希望があった場合、樹林地の買取りを行いました。

事業実績 買取り対応：9.6ヘクタール 11地区

制度	地区	区
特別緑地保全地区	獅子ヶ谷・師岡	鶴見区
	熊野神社	港北区
	三保	緑区
	公田・荒井沢	栄区
市民の森	新治	緑区
	中田宮ノ台	泉区
	飯島	栄区
	鍛冶ヶ谷	
	瀬谷	瀬谷区
ふれあいの樹林ほか	本牧十二天	中区
	もえぎ野	青葉区
【合計】	9.6ha 11地区	



【写真】鍛冶ヶ谷地区（市民の森）（栄区）



【写真】本牧十二天地区（中区）



【写真】もえぎ野ふれあいの樹林（青葉区）

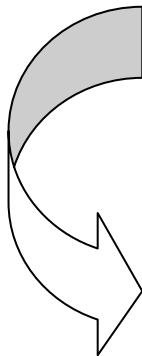
23・42 国への制度要望

■ 概要

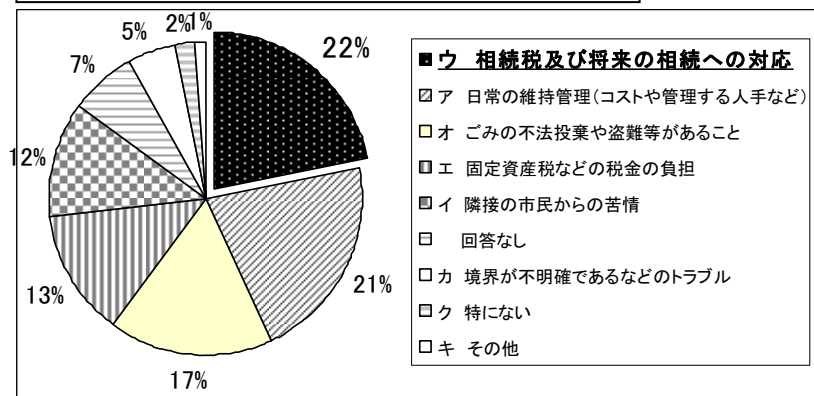
- ・ 緑地や農地の保全にあたって、市では対応ができず、国において制度の改正等が必要な事柄について、国に対して要望を行いました。

【要望の背景】

- ・ 緑の多くが民有地であることから、民有地の緑に対する施策を大幅に拡充した「横浜みどりアップ計画」の新規・拡充施策を推進することとし、そのための安定的な財源として平成21年度から「横浜みどり税」を導入していくこととなった。
- ・ これに加え、農地の保全や緑化の推進のため、新たに固定資産税等の軽減制度を創設するなど、自治体独自に導入が可能な様々な施策を進めている。
- ・ 平成19年9月に行った農地・樹林地所有者向けのアンケートの結果では、緑地・、農地を保有し続けるには、相続税の負担が最大の課題となっていること、また、農用地と農用地以外の相続税評価額に不公平感があること課題であることが分かった。
- ・ また、農地においては、地方の農村の農地と大都市の農地で同じ法律が適用されていることから、市民農園が円滑に開設できないなどの課題が生じている。



問：樹林地を保有する上で課題だと思ふもの



■ 実績

平成21年5月・12月に国への要望を実施しました。

要望先：農林水産省・国土交通省

要望内容：

都市部において緑地・農地を保全するため、関係法令を見直すこと。

- 1 相続税物納制度の要件緩和及び物納された国有財産の取扱いの見直し
- 2 緑地保全に係る税制上の負担軽減措置の創設・拡充
- 3 農業振興地域農用地区域の相続税評価の軽減
- 4 農業生産活動に不可欠な施設用地への相続税納税猶予対象地の拡大
- 5 市民農園に対する相続税評価の緩和
- 6 市民農園利用者用駐車場を設置するための農地法等の改正

24 生産緑地制度の活用

■ 概要

生産緑地の指定制度において追加指定基準の緩和を行い、市街化調整区域内の農地保全の進展を図る準備を整えます。

※ 生産緑地制度とは、市街化調整区域内に存する農地について指定を行うものです。

■ 実績

追加指定基準の一部を緩和しました。(運用開始：平成 22 年度～)

「横浜市生産緑地地区指定要項細目」の改正を実施



改正後

改正前

土地区画 整理事業 施行区域	既存生産緑地地区の拡大のみ
----------------------	---------------

★ 追加指定できる基準を追加

- ・既存生産緑地地区の拡大
- ・体験型市民農園の開設
- ・防災協力農地
(仮設住宅が建設可能な規模形状をもつもの※)

防災協力 農地に関する基準	環状 2 号線内側は全域 環状 2 号線外側は地域防災拠点の近隣にあり、仮設住宅用地等に利用可能なもの 防災協力農地の登録が必要
------------------	--

★ 指定基準を見直し

- ・仮設住宅が建設可能な規模形状をもつもの※

農地の間の 介在道路	農地が道水路で分断される場合、その幅員は <u>6 m</u> まで
---------------	------------------------------------

★ 介在道路の幅員制限基準を緩和

農地が道水路で分断される場合、その幅員は 7 m まで

※ 災害時に一定規模の仮設住宅を建設できる規模、形状の農地について、防災協力農地への登録を条件に、生産緑地地区として指定します。

- ・面積：1,500 m²以上であること
- ・地形：平坦地であること
- ・土地利用：樹木、農業用施設がないこと
- ・その他：幅 6 m 以上の公道への接道 等

25 農園付公園整備事業

■ 概要

市民の要望の高い身近な農体験の機会を増やすために、借地公園制度を活用して分区分園を主体とする都市公園を整備することにより、農地の継続保有と活用を図ります。

■ 事業実績

- 1 事業を推進するための基礎的な調査として、農園付公園候補地となる可能性のある農地を調査しました。
- 2 まず、1箇所について候補地を選定し、土地所有者と調整を行い、事業化を進めています。
- 3 引き続き、整備内容、運用方法の検討を進めるとともに、本格的な展開に向けて候補地の選定や調整を行ってまいります。



農園付公園のイメージ①
南本宿公園（旭区）

自分で作った採れたて野菜は本当においしいです！

利用者同士のコミュニケーションも楽しみのひとつ！



農園付公園のイメージ②
和泉アカシア公園（泉区）

40 市民農園用地取得事業

■ 概要

相続税の支払いのため所有者が手放さざるを得なくなった農地のうち、市民農園用地の適地となるものについては市が買収し、市民が利用しやすい農園を開設します。

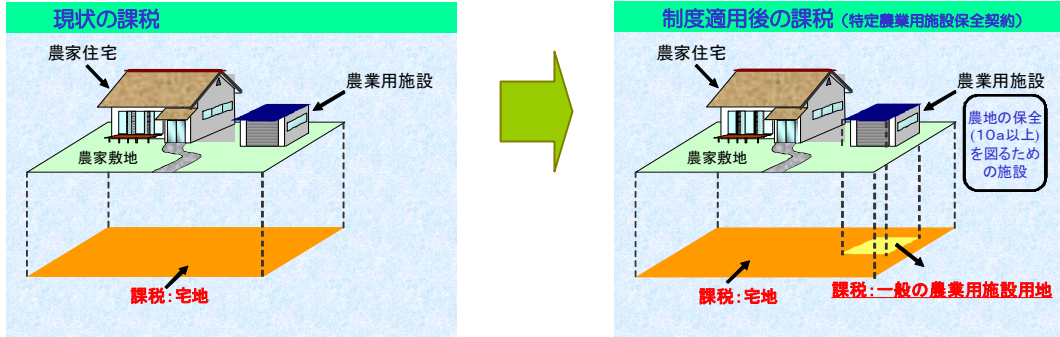
■ 事業実績

農園付公園整備事業と合わせて条件整理を進めています。

26 農業施設用地に対する固定資産税等の軽減

■ 概要

一定の条件を満たす場合、農家住宅敷地内等にある農業用施設用地の固定資産税等を契約・指定の翌年度から10年間軽減します。



- ◆ 市内の市街化調整区域農地および生産緑地において、1,000㎡以上の農地を10年間耕作することが条件です。



■ 実績

平成21年度 特定農業用施設 区別指定面積等一覧

	区名	件数 (申出農家数)	農業用施設用地 指定面積 (㎡)	契約農家の耕作面積 (㎡) (保全される農地)
1	鶴見区	2	378.47	6,500
2	神奈川区	1	135.34	18,600
3	旭区	1	97.50	20,000
4	金沢区	2	59.72	10,000
5	緑区	2	373.00	41,300
6	青葉区	1	84.00	5,450
7	都筑区	1	226.38	7,830
8	戸塚区	1	238.60	16,400
9	泉区	9	1,308.48	80,070
10	瀬谷区	8	821.98	67,370
	合計	28	3,723.47	273,520

27 共同直売所の設置支援事業

■ 概要

市民が身近で地場農産物を購入できるよう、駐車場等を備えた多機能型の共同直売所を設置する際に、その整備に対し支援を行います。

共同直売所は、鮮度の保持と品揃えの充実が求められますので、平成 21 年度は、泉区内の直売所への備品整備の支援として、保冷库 1 基の設置に助成しました。



■ 事業実績

整備：1 か所（J A横浜 泉区ファーマーズマーケット）
所在地：泉区下飯田町 1, 624-1（N T T 物流センター跡地）

助成内容：保冷库 1 基

※共同直売所の概要

面積：4,365 m²（いずみ田園第 1 地区街づくり協議地内）

構造：軽量鉄骨プレハブ造 1 階建 延床面積 186 m²、売場面積 140 m²

駐車場：70 台

営業日：午前 9 時 30 分から午後 5 時まで（年中無休、年末年始を除く）



保冷库写真



泉区ファーマーズマーケット「ハマっ子の」店内の様子

鮮度の良い野菜などが好評です。

※平成 21 年度の来店者数：96,111 名

保冷库を設置したことで、夏場でも鮮度の良い野菜をお客さんに提供でき、喜ばれています。



28 収穫体験農園の開設支援事業

■ 概要

市民が身近なところで地産地消を実感できるよう、果樹のもぎ取りや野菜の摘み取りなど、市民が収穫体験をすることが出来る果樹園や農園の整備をします。

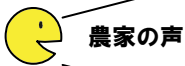
■ 事業実績

収穫体験農園の開設支援整備：1.05ha・9箇所

港北区	新吉田地区(2箇所)	0.211ha
緑区	小山地区	0.084ha
都筑区	牛久保地区(2箇所)	0.248ha
戸塚区	舞岡地区	0.085ha
泉区	上飯田地区	0.33ha
瀬谷区	橋戸地区(2箇所)	0.087ha



開設したイチゴ園の様子



農家の声

- ・養液耕栽培施設を導入したことで、きれいなハウスになった。「土で汚れずに収穫体験ができる」とPRでき、来園者にも好評です。また、通路を車いすの幅にとってあるので、障害のある方や高齢の方でも収穫を楽しめます。
- ・高設栽培のイチゴ園は、来園者も収穫しやすく好評で、予約でいっぱいです。



ナシ収穫体験整備工事



収穫体験ができる
果樹園を新たに作
ります

29 施設の省エネルギー化推進事業

■ 概要

生産温室等からの二酸化炭素の削減と農業経営の安定化のため、温室等の農業用施設に省エネ型の設備を導入する際に助成を行います。

■ 事業実績

設置場所(区)	内容	施設栽培品目	面積 (ha)
港北区	循環扇	トマト	0.061
港北区	循環扇	イチゴ	0.011
戸塚区	保温カーテン	イチゴ高設栽培	0.085
泉区	ヒートポンプ	トマト	0.2
合計			0.357



ヒートポンプを設置すると・・・



循環扇



ヒートポンプ写真(制御盤)



保温カーテンを設置すると・・・



・カーテンを設置して燃料代が安くなり、CO₂削減にも貢献できてうれしいです。
 ・循環扇の導入により、温室内の温度ムラがなくなり無駄な暖房がなくなるうえ、トマトの病気が減り、良好な果実がおおく取れるようになりました。来園者においしいトマトを収穫してもらって好評です。

30 生産用機械のリース方式による導入事業

■ 概要

能力や意欲はあっても経営規模が小さいことにより高性能の農業機械を導入できない農家が、地域で共同利用し農地の保全が行われる場合や、認定農業者が生産用機械を導入する場合などに、リース方式による導入を支援します。

リース方式は、購入と比べ初期投資が低く抑えることができ、また税法上のメリットもあります。農家が継続的に農業をおこなうことができるため、市内の農地の保全に寄与します。

■ 事業実績

平成 21 年度は、リース会社と円滑な事業推進に向けた調整を行い、リース方式による導入補助の調整を行って、事業推進の仕組みを検討しました。また、認定農業者であれば制度を受けられるよう活用しやすい仕組みに変更して、平成 22 年度から本格実施していきます。

【リース事業イメージ】

地域で共同利用する場合や、認定農業者が活用する場合など、リース方式の事業を展開していきます。



31 集团的農地の維持管理奨励事業

【集团的農地保全団体支援事業（奨励事業）】

■ 概要

農地の持つ環境寄与面等を評価し、集团的農地を維持管理している団体に対して、奨励金を交付します。

■ 事業実績 奨励対象農地面積：470ha（32団体）

神奈川区 32.1ha（1団体）、保土ケ谷区 12.0ha（1団体）、旭区 17.8ha（1団体）、
金沢区 9.8ha（1団体）、港北区 15.8ha（1団体）、緑区 124.4ha（10団体）、青葉区 68.1ha（6団体）、
都筑区 113.4ha（7団体）、戸塚区 50.6ha（3団体）、泉区 26.0ha（1団体）

上記以外に地域独自の活動を支援

①公益施設維持管理奨励事業（奨励事業）

■ 概要

道水路法面の草刈や、道水路の清掃等の公共施設を維持管理している団体に対して奨励金を交付します。

■ 事業実績 奨励対象農地面積：314.9ha（23団体）

神奈川区 32.1ha（1団体）、旭区 17.8ha（1団体）、
港北区 15.8ha（1団体）、緑区 104.7ha（9団体）、
青葉区 31.1ha（4団体）、都筑区 113.4ha（7団体）



【写真】農家による水路の一斉清掃

②農の散歩道育成事業（奨励事業）

■ 概要

関係区域内において、農地、あぜ、法面等を整備し、景観植物を植栽し、また適切に管理している団体に対して、奨励金を交付する。

■ 事業実績

神奈川区：景観植物管理面積 820 m²（サツキツツジ、アジサイ、ツゲ）

都筑区：景観植物管理面積 2,997 m²（アジサイ）



【写真】アジサイ植樹帯の管理（都筑区）

③集团農地維持管理補助事業（補助事業）

■ 概要

かんがい施設維持管理、水質事故分析、土砂流出防止対策等、集团的農地の維持管理に必要と認められる事業に対して、補助金を交付します。

■ 事業実績

都筑区：営農に支障をきたしている古タイヤの撤去 一式

32 水田保全契約奨励事業

■ 概要

今後 10 年間水田を保全し、水稻耕作を継続する意思のある水田所有者から申出を受け、現地調査を経て、保全すべき水田として承認しました。

保全すべき水田のうち、水稻が作付されていることが確認できた水田に対して、水田保全奨励金を交付し、水稻耕作を支援しました。

■ 事業実績

約 89ha（契約件数：449 件）

区名	確認面積	区名	確認面積
港南区	6,990 m ²	保土ヶ谷区	2,359 m ²
旭区	9,465 m ²	港北区	11,337 m ²
緑区	263,036 m ²	青葉区	264,318 m ²
都筑区	63,444 m ²	戸塚区	74,500 m ²
栄区	21,880 m ²	泉区	141,282 m ²
瀬谷区	27,517 m ²	合計	886,128 m ²



【写真 1】青葉区寺家町



【写真 2】泉区和泉町



【写真 3】緑区小山町



【写真 4】青葉区田奈町



【写真 5】青葉区谷本川沿岸



【写真 6】戸塚区東俣野町

33 かんがい施設整備事業

■ 概要

小規模な集団農地の安定利用を図るため、かんがい施設の水中ポンプを設置し、農地へ水を安定供給することにより農業生産性を向上させるとともに、優良な農地を保全します。

■ 事業実績

簡易かんがい施設整備：1地区、0.8ha（緑区 御嶽堂地区）



ポンプで地下水を汲み上げ
この水路から水田に供給します

【写真】御嶽堂地区農地

ポンプが古くなって困ってました。
でも、ポンプを新しくしたので、
これからは安定した水が供給できます！



34 不法投棄対策事業

【不法投棄ソーラー監視警報装置設置事業】

■ 概要

恒常的に不法投棄の多い場所について、音声等で警告する警報装置を設置します。

設置後の装置は、区に所管を変更します。それに伴い、必要な施設補修費について、区へ配布します。

■ 事業実績 監視警報装置設置：市内6区 (8地区) 9基

〔磯子区：1基、金沢区：2基、緑区：1基、
青葉区：2基、都筑区：2基、瀬谷区1基〕



【写真】警報装置（金沢区）

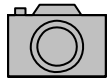
【夜間監視パトロール】

■ 概要

不法投棄の多い農地とその周辺に対し、警備会社による夜間パトロールを委託により実施します。

■ 事業実績 夜間パトロールの実施：24地区

〔港南区：1地区、旭区：1地区、磯子区：1地区、金沢区：1地区、青葉区：1地区、
都筑区：5地区、戸塚区：7地区、栄区：1地区、泉区：3地区、瀬谷区：3地区〕



こんな事例
がありました！

警備委託会社日報より：

深夜、板状の物をつんだトラックが、地区内を徘徊していた。男2人が降りて不法投棄しようとした際、監視している自分に気づき、去っていった。監視していることを意識させるために、しばらく追尾したが、再び戻ってくる可能性もあるので、今後も注意が必要である。

⇒不法投棄を未然に防ぐことに成功しました。

【住民によるパトロール・清掃等による物品支援】

■ 概要

農地等の不法投棄対策を行っている地域団体に清掃用具、啓発グッズ、防止看板等を支給し、活動を支援します。

■ 事業実績

スコップ、マグネットステッカー、土のう等：5地区

〔金沢区：1地区、緑区：1地区、青葉区：1地区、都筑区：1地区、戸塚区：1地区〕

35 環境配慮型施設整備事業

■ 概要

住宅に近接した農地等で、農業生産活動に伴って生じる臭気、農薬の飛散、野焼きなど、周辺住民とのトラブルを避けるために必要な資材・機械等の導入を支援します。

牧草類の栽培を奨励して農地の土砂流失の防止、土ぼこりの発生防止など農地周辺環境対策技術の普及をすすめ、農地周辺住民とのトラブルによる農地の減少を防ぎます。

■ 事業実績

【農薬飛散防止ネット設置】

農薬飛散防止ネット設置	15箇所	2.89ha
＜内訳＞		
緑区北八朔町	5箇所	0.76ha
緑区小山町	2箇所	0.60ha
都筑区池辺町	1箇所	0.10ha
都筑区牛久保町	2箇所	0.25ha
泉区和泉町	1箇所	0.40ha
泉区上飯田町	1箇所	0.33ha
泉区中田北	1箇所	0.17ha
瀬谷区上瀬谷町	1箇所	0.21ha
瀬谷区橋戸	1箇所	0.07ha

【堆肥撒布機（マニユアスプレッタ）導入】

緑区北八朔町	導入	1台	5.7ha
＜内訳＞			
（受益者面積）		果樹	2.7ha
		野菜	0.8ha
		水田	2.2ha

【牧草による環境対策】

4地区	0.31ha
＜内訳＞	
保土ヶ谷区西谷町	0.08ha
旭区上川井町	0.03ha
旭区下川井町	0.10ha
旭区今宿南町	0.10ha



防薬網を設置して農薬の飛散を防止します

堆肥散布機
（マニユアスプレッタ）

牧草による環境対策
（イタリアンライグラス）

● 農家の声

- ・通勤時間前に農薬散布が終了するよう気を使ったが、ネットのおかげで効率よく作業ができる。
- ・マニユアスプレッタにより短時間で堆肥散布ができるので、臭いの苦情も減り、果樹園の地力が向上したので水田でも活用したい。
- ・牧草の栽培により、土壌の流出防止に効果があり、収穫せずに畑に埋め戻すので地力の向上が図られる。